

平成 2 6 年度
医療介護総合確保促進法に基づく
石川県計画に関する事後評価

令和 5 年 1 月
石川県

3. 事業の実施状況

平成26年度石川県計画に規定した事業について、令和3年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.1 (医療分)】 在宅歯科医療推進事業	【総事業費 (R3)】 55 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	石川県医師会	
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養者や障害者等の生活の質を確保するためには、「口から食べる」ことが重要であり、そのために適切な口腔ケアや歯科医療の重要性の普及啓発と体制整備が必要である。 アウトカム指標：訪問歯科診療を担う診療所数 38 か所 (R2) → 40 か所 (R3)	
事業の内容	歯科のない病院において入院中から口腔ケアを実施することにより、口腔ケアの重要性を普及する。また、在宅療養者や障害者等、歯科診療所への通院が困難な患者に対して、医療介護の多職種が連携して訪問歯科診療を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・ 歯科のない病院における口腔ケアラウンド 5回 (R2) → 10回 (R3) ・ 石川県口腔保健医療センターにおける多職種との連携を図るための訪問歯科診療 168件 (R2) → 180件 (R3)	
アウトプット指標 (達成値)	・ 歯科のない病院における口腔ケアラウンド 2回 ・ 石川県口腔保健医療センターにおける多職種との連携を図るための訪問歯科診療 266件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問歯科診療を担う診療所数 40か所 (R4.12) (1) 事業の有効性 本事業は、石川県口腔保健医療センターが多職種による訪問歯科診療を実施し、他の歯科診療所における訪問歯科診療のモデルとなることで、県内の多職種による訪問歯科診療を推進するものであり、アウトカム指標にすぐに事業の効果が現れるものではない。今回、本事業の実施により、目標値を上回る件数の訪問歯科診療が実施され、在宅療養者や障害者等への適切な歯科医療の提供及び医療介護間の連携強化に資するものであったと考えており、事業内容を再検討しながら引き続き実施していく。	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>石川県歯科医師会と協力して実施することにより、実効的で効率的な執行ができた と考える。</p>
その他	※令和4年度基金を活用し、事業を継続

事業区分4：医療従事者の確保に関する事業

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.2（医療分）】 ナースセンターの強化	【総事業費（R3）】 10,482 千円
事業の対象となる区域	南加賀、石川中央、能登中部、能登北部	
事業の期間	平成26年12月～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	求職者登録数 345人（H25）→ 550人（R4） （相談員を増員し、ナースセンターの広報活動を行い、看護職員及び施設に対する認知度を上げ、活用につなげる。）	
事業の達成状況	<p>（1）事業の実施状況</p> <p>令和3年度は以下のとおり事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①離職時届出制度を活用した再就業支援 ②ハローワーク巡回相談 ③再就業促進にむけたセミナー開催 ④看護の心普及事業 ⑤看護学生のための就職情報交換会 ⑥訪問看護推進事業 ⑦運営委員会開催 <p>（2）目標の達成状況</p> <p>求職者登録数 345人（H25）→ 527人（R3）</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、需要者側、供給者側、関係団体、県行政が、ナースバンクの実状や課題を共有し、協力体制を構築することが出来、地域で支援する体制の整備が図られている。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>ナースセンターを看護職の定着・確保の「総合拠点」として、転職（就職）や復職等の事業を一括して実施したことにより、効率的な執行ができたと考えている。</p>	
その他		